

青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間及び開設時間

- （１）売店の設置期間は、競技会の開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。
- （２）売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は 1 店舗当たり 1 ブース約 20 ㎡（2 間×3 間のテント）とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

5 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- （１）テント（2 間×3 間、横幕を含む。）1 張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備は行わないものとする。）
- （２）長机 6 台以内
- （３）椅子 4 脚以内

- (4) その他実行委員会が運営設備として必要であると認めたもの

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの

- (3) 郷土物産品
(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

- (5) 宅配便
(6) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者要件

売店の出店者は、(1) 及び (2) に該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に1年以上、つがる市内に店舗を有して営業している者
イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
ウ 第74回国民体育大会以降の国体（国民スポーツ大会含む。）又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者
エ その他実行委員会が認めた者

- (2) 次の条件の全てに該当する者

- ア 原則として、該当する競技会開始日から終了日まですべての期日で出店し、この要項で定める開設時間を遵守すること。
イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去３年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 申請日時点において、所在地の市町村税の滞納がなく、２年以内に滞納処分を受けていないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。また、従業員として、暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

8 経費の負担

- （１）売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- （２）出店料（売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。）は、出店者が負担する。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- （１）売店出店概要書（様式第 2 号）
- （２）売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第 3 号）
- （３）誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- （４）出店者及び従業員の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- （５）市税に滞納がないことの証明書（写し可）
- （６）その他実行委員会が必要と認めるもの

10 出店者の選定

- （１）実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、この要項に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等の P R、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができることとし、これによりがたいときは、抽選により選定する。

ア 売店における販売品目を取り扱う地元の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等

イ 障害者就労施設等

- ウ その他実行委員会が適当と認めた者
- (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。

11 出店料の納付等

- (1) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を振り込まなければならない。
- なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (2) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。
- (3) 実行委員会は、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

12 出店料の免除

次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。

この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

- (1) 障害者就労施設等
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が特に必要と認める者

13 保健所への手続

飲食店営業許可を必要とする出店者は、保健所に許可申請を行い、営業許可証等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報

告しなければならない。

- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料を販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「売店出店許可証」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。

なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。

- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付する AD カード等を着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不適當と認めたとき。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- （１）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を
実行委員会に請求することができない。
- （２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない
理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した
経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

25 その他

- （１）この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- （２）競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。